

四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第20号

四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年四日市市条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替えて準用する場合及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本市に派遣された職員の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替えて準用する場合及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本市に派遣された職員の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(危機管理統括部危機管理課)